

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

産 業 建 設 委 員 会 記 録

平成30年3月7日（水）
全 員 協 議 会 室
9時58分～16時59分

【委 員】 岡本委員長、串崎副委員長

三浦委員、川上委員、飛野委員、笹田委員、牛尾委員

【委員外】 沖田、村武、西川、柳楽、小川、野藤、道下、芦谷、永見、布施、佐々木、西田、西村、
澁谷

【議長団】 議長

【執行部】

(産業経済部) 田村産業経済部長、湯浅産業経済部参事、来原産業経済部企画監、村武産業政策課長、
竹中産業振興課長、井上ふるさと寄附推進室長、佐々木広島市場開拓室長、
坂田農林振興課長（併農委事務局長）、佐々本農林振興課副参事、吉田水産振興課長、
石田漁港活性化室長、岡本観光交流課長

(都市建設部) 下垣都市建設部長、河野建設企画課長、吉川建設整備課長、吉田地籍調査課長、
三浦維持管理課長、佐々木建築住宅課長、櫻木災害復興室長

(総 務 部) 西谷行財政改革推進課長

(金城支所) 吉永金城支所長、畑金城支所産業建設課長

(旭支所) 塚田旭支所長、今田旭支所産業建設課長

(弥栄支所) 熊谷弥栄自治区長、細川弥栄支所長、後野弥栄支所産業建設課長

(三隅支所) 斎藤三隅支所長、永井三隅支所産業建設課長

【事務局】 鎌原書記

議 題 提 言

- 1 議 案 第 15 号 浜田市林業地域給水施設条例を廃止する条例について
- 2 議 案 第 16 号 浜田市広島PRセンター条例を廃止する条例について
- 3 議 案 第 17 号 浜田市美又温泉会館条例の一部を改正する条例について
- 4 議 案 第 18 号 浜田市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 5 議 案 第 19 号 浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 6 議 案 第 20 号 市道路線の廃止について（七条25号線外）
- 7 議 案 第 21 号 市道路線の認定について（七条25号線外）
- 8 陳 情 第 8 号 ゆうひパーク浜田株式会社への経営支援に関する陳情について
- 9 陳 情 第 16 号 ステーションホテルの跡地購入の産廃検証に関する陳情について
- 10 陳 情 第 17 号 体験村の再出発のために、今までの違反の検証に関する陳情について
- 11 陳 情 第 18 号 補助金制度に関する陳情について
- 12 陳 情 第 25 号 草刈・ミゾ掃除に関する陳情について
- 13 陳 情 第 26 号 高度衛生化荷さばき場（新しい魚市場）の建設中止に関する陳情について
- 14 陳 情 第 27 号 お魚センターの廃業に関する陳情について
- 15 所管事務調査

- (1) 広島市場開拓室の活動状況について
- (2) 雪害の被害状況等について
- (3) 除雪の対応について
- (4) 指定管理施設に係る労働条件審査の実施状況について

16 執行部報告事項

- (1) 平成30年度 浜田港へのクルーズ客船の寄港について
- (2) 漁業別水揚げについて
- (3) 浜田漁港水揚げ資料（2017年報）
- (4) 平成31年度「浜田開府400年祭」（案）について
- (5) 平成29年 宿泊者数について
- (6) 山ノ内梨園再整備圃場の応募状況について
- (7) ふるさと体験村施設の運営について
- (8) 平成29年7月豪雨災害復旧事業の進捗状況について
- (9) その他

17 その他

【議事の経過】

〔 9 時 58 開議〕

岡本委員長

ただいまから、産業建設委員会を開催いたします。ただいま出席議員は7名で定足数に達しております。冒頭に皆さんにお知らせをいたします。産業建設委員会開会前に協議をしました。今まで、カメラ、ビデオ撮影などについては許可をしていませんでしたが、本日から許可をしたいと思います。それに対して条件を皆さん付けております。カメラについては、シャッター音がする機種は認めないこと。カメラに向かっていろいろな発言をすることについても認めないということ。使用される方については留意をしていただきたい。この度の産業建設委員会には個人情報に抵触する案件がありますので、執行部、委員の皆さんは答弁、発言については配慮していただきたい。

2者から陳情が出ていますが、委員会で協議した結果、陳情書の内容については把握しましたので、陳情者の発言は認めないこととなりましたので関係者はご留意いただきたいと思います。

それでは、レジュメに沿って進めていきます。まず、本委員会に付託されました、議案7件の審査に入ります。

1. 議案第15号 浜田市林業地域給水施設条例を廃止する条例について

岡本委員長

執行部から補足説明はありますか。

(「ありません」という声あり)

委員から質疑がありますか。

笹田委員

条例廃止されて、用途廃止後は解体ということですが、解体後の土地はどのようなのですか。

弥栄支所産業建設課長

この施設は市のものですが、土地については地元の方が所有者ですので解体後は地元の所有者にお返しします。

岡本委員長

その他、委員から質問がありますか。

(「なし」という声あり)

質疑を終了する。

2. 議案第16号 浜田市広島PRセンター条例を廃止する条例について

岡本委員長

執行部から補足説明はありますか。

観光交流課長

(以下、資料をもとに説明)

川上委員

人員が3人から2人に減った組織。広島PRセンターは20年の歴史がある。広島事務所だけでは分かりづらいので広島PRセンターという名前がベストだと思います。

観光交流課長

広島PRセンターという名称は残る。条例ではないが規則として名前は残る。おっしゃるように来年で20年を迎え、名称が定着しているので、条例ではないですが名称はこれまで同様に残ります。

川上委員

広島市場開拓室は業績が芳しくないから人員を減らしたのだろう。PRセンターの名前の方が大きいから、PRセンターの名前を活かした方が良いのではという意味。

観光交流課長

市場開拓室とPRセンターを昨年10月から同じ事務所で統合という形

	でやっている。広島PRセンターの業績も大きいですが、行財政改革の一環として人員整理と事務所統合をした。新しい組織を広島事務所として現在考えている。PRセンターを残すべきではという意見も分かるが、浜田市の方針として、統合して広島事務所を作りたい。
川上委員	統合は結構。広島事務所はこれからできる名前で知名度も低いから不味いのでは。長い歴史のある広島PRセンターという名前を残せば良い。
産業経済部長	おっしゃるとおり歴史が長いのはPRセンター。歴史の長さで言えばPRセンターの方が通りがいいが、別機能が1つになったわけで、ミッションを兼ね備えた組織として新たに担っていきたい思いがある。馴染みのお客もおられるので事務所に来られたり電話等で迷わないように、看板にはPRセンターの名前は残す。電話などにおいても分かるように表記したいと思っているので、その辺でご理解いただきたい。
川上委員	是非そのようにして欲しい。PRセンターという名前が忘れられないようにして欲しい。同時になるべく節約して使って欲しい。
三浦委員	広島PRセンターと広島市場開拓室をまとめて広島事務所という解釈で良いのか。
観光交流課長	そのとおり。
三浦委員	広島事務所長は今どなたか。
広島市場開拓室長	今の案では、広島事務所長は市の職員の管理職を充てる意向がある。
三浦委員	新しくポストが出来て、プラス1で置かれるのか。それともこれまでのスタッフの中で事務所長を兼務されるのか。
広島市場開拓室長	現在、広島開拓室は、室長1名、係員1名、PRセンターは所長1名、嘱託職員1名、アドバイザー1名。4月からは広島市場開拓室はなくなります。広島PRセンターの名前は組織の中に残ります。広島事務所はグループ制を取ります。広島事務所長が市の職員になります。市の体制も2名ということです。PRセンター所長はそのまま移行する。人員に変更はありません。
三浦委員	分かった。
笹田委員	広島市場開拓室が出来た時に議会から猛反発があった上で作られた。PRセンターがあるから。その時の浜田市の見解は「目的が違うから」と主張され、渋々認めた。結局我々が想像していたとおり、1つにならざるを得なかった。1つになる理由を再度確認したい。
広島市場開拓室長	平成26年6月に開拓室が出来た。行財政改革を推進するということで昨年の10月に事務所統合して経費削減した。さらに行財政改革推進するために組織を1本化する流れになった。2つの組織がより連携を図って活動しやすくするためにはどうしたら良いか、協議をしながら進めていた。結論として組織1本化した方が良いだろうという結論が出た。予算も指揮命令系統、人事管理もPRセンターは観光交流課になっている。予算も統合されることになり、より効率的に業務が出来てお互いに相乗効果が出る。
笹田委員	それを平成26年に我々ずっと言っていた。行革の観点からも2つあるのはおかしいと言ってきた。上手く行かなかったからだろう。PRセンターと市場開拓室が別々に上手く機能していたなら、行革の観点だけでなくこの3年間で思い描いた成果が出なかったからだろう。この3年間行革

	せずにお金を使って組織をバラバラにしていたことは責任が発生してくるのではと思うがどう考えているか。
広島市場開拓室長	平成26年に事務所を出す時も、議員さんから反対意見があった。3年でそれほど実績はないと言われるかもしれない。この4年間で色んな企業さん、関係先全て回った。4年間の営業活動で知名度がかなり上がっている。かなり手ごたえを感じている。効果が上がっていることを徐々に感じている。更に続けていけたら、かなり効果が上がってくると思う。ただ、最低コストで最大の効果を上げることも必要。ご理解いただきたい。
笹田委員	実績は上がっているのだろうが、別に事務所を2つに分けなくても実績が上げられたのではないかとやっている。名前も分ける必要がない。広島PRセンターの名前1つの組織でも相当の実績が上げられたのではないかと思う。行革観点では事務所統合も結構。10月に事務所を1つにして4月に条例廃止の提案になった理由は何故か。条例廃止するのは何故か。
広島市場開拓室長	昨年事務所を10月に統合し、方針が決まったのが2月くらい。準備期間もある。事務所を一緒にして看板を別々に掲げようという方向になった。看板まで統合する方向では協議しなかった。まずは行革の観点から事務所を一緒にして4月の組織統合に向けての準備期間だった。
笹田委員	広島市場開拓室、PRセンター、広島事務所となった。広島事務所の5文字で決定なのか。
広島市場開拓室長	市の全体機構改革なので3月の全員協議会で名称が決まり、報告があると思う。
笹田委員	条例廃止して規則を定めるとのことだが、広島事務所も条例を上げることなく規則によって運営していくのか。
広島市場開拓室長	そのとおり。
牛尾委員	2つが1ヶ所でやれるならそれは理想。新市長が誕生してどうやって外に出て行くか、そこで広島がターゲットだった。なかなか3、4年で実績が出るようなものではない。10年くらい腰を据えて見るべき。そうなれば早々と撤退するのはどうなのかと思う。広島事務所だけでは弱い。どこの事務所なの。例えば浜田広島事務所なら分かるが、広島事務所だけだとどこの何の事務所なのか分からない。2つの機能を1つの事務所でどう機能させるかが肝。名前についてはPRも含めて、一目で分かるようなネーミングは必要ではないか。
観光交流課長	名称は、正式には「浜田市広島事務所」である。
牛尾委員	了解した。
串崎委員	広島プロジェクト推進事業で予算が上がっているが、前を見ると2700万円くらいの行革。PRセンターにはその他事務費がなかった。広島市場開拓室には790万円あった。今回1千万。人数が減るのになぜ増えるのか素朴な疑問がある。なぜか。
広島市場開拓室長	開拓室の29年度予算1550万円、PRセンターが1150万円あわせて2700万円。来年度の当初予算が2千万円ちょっとでこれを比べると600万円程度下がっている。この600万円については、開拓室は3人が2人になったが、元々嘱託職員が開拓室に1人いて、それが減になった。更に職員も1人減った。600万円は嘱託職員と市職員の人件費分。活動費はほぼそのまま30年度予算。

串崎副委員長	その他事務費790万円が、1千万円超になった。そこだけが増えている理由が分からない。
広島市場開拓室長	調べてからお答えする。
串崎副委員長	開拓プロジェクトは浜田産品と企業誘致、PRセンターの方は広島関係機関との連携。PRセンターの役割を見たら企業誘致が入っていない。何故か。
観光交流課長	このペーパーに書いている主な役割は、PRセンターの役割であり、市場開拓室の役割については3つの「販路開拓・ポートセールス・企業誘致」は市場開拓室の所に現れている。こちらはPRセンターの話。
串崎副委員長	昨年度までの予算に「企業誘致」も書いてある。ここに書いてないのは何故か。
岡本委員長	予算のことについて質問している。お金のことをここで審議するのはどうか。回答できる範囲で回答を。
広島市場開拓室長	実際にはPRセンターとして企業誘致まで手が回っていない。実際は広島からの入客促進をメインに業務を行っている状況なので、条例は廃止してきちんと役割分担、条例上の業務整理をして、PRセンターの役割にある現在の主な役割は、今のPRセンターがやっている業務として整理させていただいている。
岡本委員長	他にありますか。 (「なし」という声あり) 質疑を終了する。

3. 議案第17号 浜田市美又温泉会館条例の一部を改正する条例について

岡本委員長	執行部から補足説明はありますか。 (「ありません」という声あり)
笹田委員	美又温泉の入湯料が高くなるということですが、地元の方の声を聞くと、結構楽しみに入っている方が多く、料金が高くなることによって地元の皆さんの声などどのようになっていますか。
金城産業建設課長	料金アップは地元の方の意見を聞いて、お風呂のないお宅が4軒ありますので、1軒1軒訪問、面談した。安すぎることは分かっていると皆さんおっしゃっていた。そういった意見を聞いて今回の料金アップを決めた。皆さんにはご理解をいただいていると思っている。見込みは年間で約300万円程度の増額。
岡本委員長	他にありますか。 (「なし」という声あり) 質疑を終了する。

4. 議案第18号 浜田市都市公園条例の一部を改正する条例について

岡本委員長	執行部から補足説明はありますか。 (「ありません」という声あり)
笹田委員	具体的に読み込んでも分からない。具体例をあげての説明をお願いします。
維持管理課長	今回の条例改正だが、今は都市公園法施行令に100分の50という運動施設の制限がある。これを市町村の条例に入れられるという改正がされた

岡本委員長

ということで。具体的には、浜田市の公園のなかで運動施設があるのは東と旭、三隅中央公園と田ノ浦公園。現状の施設率だが、一番運動施設が多いのが東公園44.24パーセント。旭は29.99パーセント、三隅15.40パーセント、田ノ浦公園は13.48パーセント。100分の50に対してかなり余裕がある。これまでの基準を参酌して100分の50に条例を合わせる形です。

維持管理課長

上位法である都市公園法施行令が一部改正されるのは、何か元々50パーセントにする大義があると思うが、執行部は把握されているか。

公共的なものとしては書いてないが、都市公園法の解説を見ますと、公園施設として極めて重要だが、都市公園施設の基本的目的からは都市公園内は一般の人が自由に利用、散歩などの利用ができるオープンスペースを確保する必要があることから、敷地面積総計は当該都市公園の敷地面積の100分の50を超えてはならないものとしたと、公園法の解説に記載されていました。

岡本委員長

了解した。他に委員から質疑がありますか。

(「なし」という声あり)

質疑を終了する。

5. 議案第19号 浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について

岡本委員長

執行部から補足説明はありますか。

(「ありません」という声あり)

笹田委員

委員から質疑がありますか。

議案質疑でもあった件。現在、市ではこのような状況はないと説明があった。具体的にそういった方が出た場合、こういった形で市が執行するのか。

建築住宅課長

今後はそういった認知症患者などが出られた場合は、収入申告を毎年してもらい必要があるが、それに代わる方法として関係者の報告を求めることに代えて、浜田市でそれを認めて家賃計算等していく。

笹田委員

関係者は恐らくそこで働いている会社の人や親族になるのか。

建築住宅課長

例えば入居者の雇い主、取引先関係という定義になっている。

笹田委員

それは書いてあるので分かるが、肉親等でも分かる場合があると思うが、そういった方は対応しないのか。

建築住宅課長

当然肉親からでも対応可能。

牛尾委員

実際そういった方がいらっしゃって、今後の対応を考えないといけないということでもない状況か。

建築住宅課長

浜田市の場合は現在そういう方がいない。

牛尾委員

必ず保証人が要るシステムになっている。認知症の方が独居で市営住宅に入ることは可能か。

建築住宅課長

今回の法改正は入居の折の保証人の話ではなく、家賃計算の時の話。毎年収入申告を受けて家賃計算をしているため。

牛尾委員

前提は認知症を発症していなくて入居し、その後発症するケースなら話は分かる。この件は現実論として理解不能。関係はどう定義されているのか。

建築住宅課長

当初から認知症患者の方は入居の折に、公営住宅の入居は自立生活可能な方という条件のため、入ってから認知症を発症された場合は、緩和

牛尾委員	されるような法改正があったと認識している。
建築住宅課長	入居している方が不幸にも認知症になった場合、独居を続けるのは危険。失火で市営住宅が燃えるようなこともあり得る。予防のために退去にはならないのか。
岡本委員長	まだ事例がありませんが、福祉とも相談しながら協議していく必要がある。 他にありますか。 (「なし」という声あり) 質疑を終了する。

6. 議案第20号 市道路線の廃止について（七条25号線外）

7. 議案第21号 市道路線の認定について（七条25号線外）

岡本委員長 維持管理課長 牛尾委員 維持管理課長	執行部から補足説明はありますか。 (以下、資料をもとに説明) これ廃止した路線はどうなるのか。 七条25号線は、一部払い下げ要望が出ていると聞いている。残りは赤道として残る。 旭の今市92号線は、学校の用地として建物が建っているのでそういう形で利用する。
牛尾委員 維持管理課長 牛尾委員 維持管理課長 金城産業建設課長 牛尾委員	25号線の図で言うと、どの辺の部分が払い下げ希望ということか。 島根ポークさんの隣接する部分なので、上側。 払い下げされて、どういう目的で使うかは聞いているか。 当課ではそこまで把握していない。 我々もそこまでくわしく把握していない。 払い下げをお願いする時はきちんと理由があるものではないのか。把握していないのは少々乱暴な話だと思うが。
岡本委員長	金城支所で確認してから報告してもらいたい。 (「委員会中にやらないと会議録に残らない」という声あり) では休憩を取りたい。

〔 10時 50分 休憩 〕

〔 10時 54分 再開 〕

岡本委員長 金城産業建設課長	委員会を再開します。 島根ポークさんのところから市道までは島根ポークさんの土地です。それから今の廃止道の隣は別の方の土地ですが、島根ポークさんはその土地を購入されて、新しく施設を増築される計画をしております。その中に市道があると不便なので払下げを受けて施設を建てるということでした。
三浦委員	今市92号線の方だが、校庭の脇の111号線側に道の真ん中に車両止めがあり、地図で見ると車が周遊できるようになっているが、途中で出来なくされているのは理由があるのか。
旭産業建設課長	三角の所で回ることになっているが、そこから先へ車が入るとバックで出なければいけないので危ないために設置している。ただし必要に応

笹田委員	じて開けている。
金城産業建設課長	島根ポークさんが払い下げをお願いしているとのことだが、条例の承認後、速やかに払い下げられるのか。
笹田委員	基本的にそういった流れになると思う。
旭産業建設課長	今市92号線で車で入ってみた。四角い建物が市道に隣接している。よく見るとトイレと部室がある。柵があつて柵からすぐ出られるようなものではない。あの建物は一体どのようなものか。
笹田委員	旧今市分校の部室です。旭小学校はトイレが使えないため、物置程度に使ってもらっている。
旭産業建設課長	建物も周りも含めて土地所有者は浜田市で市道と隣接しているということか。
	そのとおり。
	(「なし」という声あり)
	質疑を終了する。以上で、市長提出議案の質疑は終了とします。
	ここで暫時休憩とします。再開を11時10分とします。

[10時 59分 休憩]

[11時 10分 再開]

8. 陳情第8号 ゆうひパーク浜田株式会社への経営支援に関する陳情について

岡本委員長	続いて陳情、7件の審査に入ります。先に執行部より説明を受けたいと思います。
産業政策課長	下段にあります陳情の内容の1、2、3について、概要と市の方針について説明させていただきます。1番の占用料の減免のお願いですが、国土交通省からゆうひパーク浜田株式会社に対して、以前より、浜田市が筆頭株主になった場合、占用料の減免の可能性があるという回答を得ているということで、先般、国土交通省河川事務所長に市長が訪問して要望を行っています。2番目の浜田市観光協会などの浜田市の関連施設の一部誘致についてですが今後関係者と協議をして検討していきたいと思っています。3番目ですが、ゆうひパーク浜田の一部については一般社団法人中国建設弘済会の所有物件となっており、このため多額の経費が発生している状況です。ゆうひパーク浜田は事業改善の一つとして、この部分の買い取りを希望されています。市としても一緒になって中国建設弘済会と交渉をしていきたいと思っております。
牛尾委員	平成19年11月26日付けで貸付契約書が締結されて、島根県から2億円の無利子融資を受けた。毎年11月26日が約定返済日となっているが、2億円融資の現在の残高は。
産業政策課長	7692万3075円。
牛尾委員	心配したのは、この会社立ち行かなくて三セクという形式をとらないといけないからといって、その時に島根県の事業再生計画に則って再生したわけで、議会で色々もめたけど2億円の無利子融資を承認した。事業再生計画の総括がこの会社は出されていない。どうなったのか。市を迂回して貸しているから、ここが倒れたら市に来ることはないとは思いますが、これだけ出てくると当たり前のような文面に見えるが、過去の歴史

産業経済部企画監	を見ると違うのではという気がする。この前にやることがあるのではないかという素朴な疑問があります。会社は市に何と言っているのか。
牛尾委員	市が支援して2億円の公金を融資しました。再生支援協議会で10年間かけて事業改善をしていこうという事業計画を立てた。当初は売り上げが右肩上がりの計画だった。再生支援協議会では最初の1、2年くらいではほとんど関与しておらず、自助努力に任している間、アクアスの集客力もなくなったことも合わせて売り上げが落ちて計画どおりにいかなかった。
産業経済部企画監	改選前に引退された同僚議員が、訳の分からないモニュメントや無駄なものがあると発言した記憶がある。こういう陳情書が出てくるとなると、企業体質に大きな問題があるのではと思わざるを得ない。他地域と比較すると占用料が負担になる。2番目は例えばということで観光協会などに出てきて欲しいと言われているが、ここで議論するには馴染まない。別の法人格を引っ張ってきてほしいという陳情を入れること自体お門違いな陳情だと思う。3番目は一気にそこまでいくのかというのが分からない。市が増収して筆頭株主になるのが正しいと言われると疑問。手順を踏めばいいが、いきなりここまでの要望がよく出てくるなと思う。
笹田委員	色々努力したが立ち行かない。弊社の抜本的な経営改善計画を策定する前提として、浜田市と共同して取り組むことが必須であると考えて株式を償却して結果として浜田市が筆頭株主になる。浜田市がお金を出すということではなく、すでにあるものの全体の内の半分の株式を償却されることによって浜田市の14パーセントの持ち株比率が28パーセントになって、結果として筆頭株主になるということで、占用料をまけてほしいと浜田市に国交省との交渉をして欲しいという一連の話が書いてあります。観光協会や定住窓口とは当然協議して希望を書いていると理解している。
産業経済部企画監	この陳情の真ん中に、道の駅は地方自治体が筆頭株主であるのが望ましいとあるが、全国でどのくらいの道の駅が、地方自治体が筆頭株主なのか。
笹田委員	全国を調べるのは無理だが、筆頭株主が民間企業なのは67パーセント。国土交通省からのヒアリングですが全国唯一民間会社だと、あとは、国土交通省の土地の上に自治体が建物を建てて指定管理に貸し出すパターンが多い。当初道の駅ができた最初の5本の指に入るくらい先にゆうひパーク浜田ができた。前例が少ない中でやったのでよく分からない状況でやった。
産業経済部企画監	唯一ということで大変びっくりした。他は指定管理に出して運営しているということであったが、仮に浜田市が筆頭株主になった場合はどういう力をもつのか。
産業経済部企画監	基本的には3分の1以上の株式を持っていないので、3分の1以下になるため、総会の開催を提案するレベル。例えば50パーセント以上の株をもって経営権を握るといったレベルではない。総務省から出ている文書ですが、地方自治体が出資者として負う責任はあくまでも出資の範囲内であることを当事者はもとより利害関係者に対して明確にしておく必要があるということなので、基本的には浜田市の出資分840万円の範囲が責任になると理解しています。

笹田委員 産業経済部企画監	筆頭株主になっても経営の話に関わっていく内容が全く見えない。 元々この陳情書にあるように、浜田市が筆頭株主になれば占用料を減免にするという1つのファクターになると言われている。浜田市が筆頭株主になるので、市を挙げて交渉に関わって欲しい。弘済会が持っている建物に対して交渉がすんなりいってないので助言して欲しいというのが主な要望。
三浦委員	株が3分の1以下である中での関わりは理解しているが、通常、株主である以上、事業体が健康か、営利企業であれば収益を上げていく、株主として関わる権利も持っているし、株主総会に関わる義務もある。株割合云々ではなくこの事業体にどう関わっていくのか、方向性、スタンスを聞きたい。
産業経済部企画監	現在は同社の監査役を副市長がしている。当然今後筆頭株主になれば、今後について取締役に入る可能性はある。これは現在の取締役会で決定されたもので、議決されるものと理解しています。こちらから入りますという段階ではないと思っております。
三浦委員	そうした場合、この陳情の内容2番に、具体的に浜田市の関与の仕方として、市が持つべき役割をそうした施設に機能的に付加して欲しいということだと思うが、市はどうお考えか。
産業経済部企画監	浜田市としてはゆうひパーク浜田については、今後順次開通していく山陰道のなかで唯一の道の駅であり、それと重点道の駅として全国にも選ばれております。防災の拠点として避難所にもなっている。いろいろ関係部署と協議をしながら対応を決めていきたいと思っております。今は明確に申し上げることはできません。
川上委員	出資率が増えてきて、取締役を出すということになれば、お魚センターと同じになりかねない。この先しっかり出来るかどうか。
産業経済部企画監	結果として筆頭株主になることは経営にも関与することになる。今まで以上に経営姿勢等をしっかり見ていきたい。
川上委員	市がそこまで深く関与すると、最終的な責任が全て市にいく。十分注意して欲しい。
岡本委員長	他にありますか。 (「なし」という声あり) 質疑を終了します。

9. 陳情第8号 陳情第16号 ステーションホテルの跡地購入の産廃検証に関する陳情について

岡本委員長 建設企画課長	私から執行部に書類を渡している。執行部の見解を伺いたい。 総括的なことだが、解体工事はコガワ計画で事業がすすめられ、平成30年度に跡地を市が道路用地として買収予定としています。買収後の平成31年度は駅前広場整備完了に向け、関係機関と調整をしながら事業を進める予定。解体工事に伴う産業廃棄物は再利用も含め適切に処理をしているという報告を受けています。杭基礎など地下3メートルまでを撤去し、それ以深は有用工作物として残置することとして協議してきた。陳情の内容についてポイントは4つある。 1つ目、完全に撤去したかどうか。協議に基づいて地表から3メートル
-----------------	--

	まで撤去したと報告を受けている。 2つ目、地下室を何で埋めたか。保健所に相談の上、取り壊したコンクリートガラを埋め戻し材料として再利用したと報告を受けている。 3つ目、ホテルの基礎杭が残ったままではないかという点だが、有用工作物として残している。ホテル側から、地表から3メートル以深については残したい旨の協議があり検討した結果、次の2点により了承した。1点目はホテル周辺の地盤は軟弱であり、既存杭を撤去した場合は、隣接する市道、排水溝、沿線家屋に影響が及ぶこと。2点目は、残置した場合は支持基盤効果が期待できること等、有用性が認められるため残置した。 4つ目、瑕疵でない土地であることを検証した結果から判断すべきという点だが、コガワ計画から瑕疵の無い土地を売却してもらえると考えている。
岡本委員長 川上委員	質疑は。 問題がないようかねてからお願いしている。地下室への埋め戻しだが、現地には中間処理施設などがなかったと思う。本来、現地でこのようなことをする場合は中間処理施設が必要で、県に届け出が必要。きちんと設備があるか、届け出をしたかどうか。していなかったら産業廃棄物の埋め戻しになるご確認をお願いします。
建設企画課長	現地で処理施設があったかは確認していないが、再利用に向けて保健所に取り壊し計画書を出されて保健所の確認・了解のもとに進められたと聞いている。
川上委員	多分それは、保健所のことは保健所のこと。建築リサイクル法は県知事の管理だと思う。中間処理施設は施行令第7条8の2で木くずまたは瓦礫などを粉砕処理する場合、この処理が1日5トンを超えるものについては届けなくてはならないとなっています。これについて再度ご確認を。
建設企画課長	またコガワさんにどういった方法を取られたか再確認をさせていただきたい。
川上委員	了解した。是非ご確認いただきたい。建設リサイクル法に違反したら5年以下の懲役、1千万円以下、法人の場合は3億円以下の罰金が科せられる。よろしくお願いします。
建設企画課長	先ほどの3メートル以下までパイルを残すとのことだった。しっかりした証拠があれば良いが、任せきりはよくない。軟弱地盤だという証拠を残されたのか確認をお願いします。
川上委員	軟弱地盤の証明書を出してもらったわけではないが、聞かせてもらっている中では、杭長12メートルくらいの情報を得ています。通常の影響範囲を考えた場合でも、隣接市道や排水溝、沿線家屋への影響も考えられる。軟弱でなくても影響が考えられるため、そう考えた。 これに関しては自治体側の判断が大きかった。細かく確認をされ、付帯条件を付けて購入されると思います。最後は100歩譲って時価で購入するのであれば、瑕疵のない土地であることを検証していくということで、建設リサイクル法に基づく産業廃棄物を残すということがどこかに付記されていて欲しい。裸の土地を買うのではなくて、そのようなことがついていますということを残しておいて欲しい。
建設企画課長	今後、土地の購入に向けて、地下3メートルまでは撤去してもらおうよう

川上委員	進めてもらっている。それ以下については先ほど申し上げているように有用工作物という扱いであり、産業廃棄物としては扱っていない。取り壊し資料を見させてもらったり、契約締結の際に瑕疵を補填する意味合いを考えていきたい。
岡本委員長	よろしく願います。中間処理施設については後程確認してお答えをいただきたい。 他に質疑は。 (「なし」という声あり) 質疑を終了します。

10. 陳情第17号 体験村の再出発のために、今までの違反の検証に関する陳情について

岡本委員長	この後報告事項(7)があるため、そこで併せて取扱いたい。今は飛ばす。
-------	------------------------------------

11. 陳情第18号 補助金制度に関する陳情について

岡本委員長 産業政策課長	陳情書を執行部に渡している。見解を伺いたい。 市の見解だが、市税を滞納する者に対し、補助金などの行政サービスを制限することにより税負担および行政サービスの受益の公平性を確保するとともに、納税意識の高揚を図ることを目的として浜田市税の滞納に対する行政サービスの制限措置要綱、これは財務部が所管していますが、これに基づいて運用を行っています。この要綱に基づき市税を滞納していないものを条件としている場合には、申請者本人のみの滞納の有無を税務課を通じて確認した後、交付決定を行っており、配偶者および同一世帯の滞納の有無については調査をしていません。
岡本委員長	質疑は。 (「なし」という声あり) 質疑を終了します。

12. 陳情第25号 草刈・ミゾ掃除に関する陳情について

岡本委員長 川上委員	これについて執行部に聞いておきたい点は。 新年度予算で単価が倍になっている。かなり住民に対してサービスがされていると思うが、自分としてはまちづくり総合交付金の中で住民が自発的にやっている部分がかかなりあると思います。その部分も少し増やしてほしい。
岡本委員長	担当部署がない。その他ありますか。 (「なし」という声あり)

13. 陳情第26号 高度衛生化荷捌き場(新しい魚市場)の建設中止に関する陳情について

岡本委員長	これについて執行部に聞いておきたい点は。 (「なし」という声あり)
-------	---

14. 陳情第27号 お魚センターの廃業に関する陳情について

岡本委員長	これについて執行部に聞いておきたい点は。 (「なし」という声あり)
-------	---

15. 所管事務調査

(1) 広島市場開拓室の活動状況について

岡本委員長	この件について、広島市場開拓室長。
広島市場開拓室長	(以下、資料をもとに説明)
飛野委員	販路開拓ですが、ほとんどが水産物ということですが、米や有機野菜のウェイトはいくらくらいで、畜産はどうか。
広島市場開拓室長	水産物が約9割程度。畜産は豚肉が5パーセント以下、あとは果物関係です。
飛野委員	水産物はもちろんウェイトがあると思うが、農産物の販路も模索している。農産物の販路拡大にあまり力が入っていないと思うが理由があるのか。
広島市場開拓室長	理由は特に無い。広島市場開拓室としては浜田産品全体を広めたいと思っている。浜田の西条柿、赤梨、ピオーネ、豚肉、米など常に頭に置いているが、広島側のバイヤーのイメージだと浜田はお魚なので、どうしても漁業に偏りがち。
農林振興課副参事	イタリアンの店は既にオープンしており、豚肉、有機野菜を扱っている。そこから広島に広まる可能性はある。広島駅北に浜田産直市が出来るので、そこから浜田のものが広まる可能性がある。そごうで浜田産品を紹介してくれる店が入っている。
飛野委員	期待したいと思います。農産物の扱う率を上げてほしい。
牛尾委員	販路開拓は説明があったように、秘境奥島根弥栄米がそごうの一番良い所に並んでいた。非常にマーケティング調査してあって買いやすい。弥栄の米は美味しいんだと実感する。米は良いラインに置いてある。今後も弥栄米は期待できる。市長の施政方針にもあったが、県にも働きかけて団地を造成するということがあったが、企業誘致の打診が向こうからあるのか。
広島市場開拓室長	浜田のどこに建てるのか。工業団地があればだが、実際に訪問するなかで去年も大規模な土地があれば進出する可能性があるという企業があった。いろいろ提案したが、やはり工業団地を持つ所に決定してしまった例がある。浜田にも企業誘致できる工業団地があればと思う。
牛尾委員	江津はぼつぼつ決まる。市長は思いつきで施政方針で言ったわけではないだろうから、県の力を借りて早めに造成して準備して待たないと。しっかり頑張っていたきたい。
三浦委員	基本的な営業戦略の考え方について伺いたい。下半期は企業を絞り込んだと言われた。訪問企業数の推移を見ると、基本的に新規獲得の戦略なのか、1軒あたりの取引額を上げていく戦略なのか、どちらか。
広島市場開拓室長	今度丸4年になるが、新規開拓と既存企業も含めてやっていた。今、二名体制になったこともあり、既存のお客さんにウェイトを置かず、新規開拓メインになっている。
三浦委員	そうした時、訪問していく新規の企業さんはB to Cか、B to Bか。
産業経済部企画監	主にはB to B。中にはB to Cがある。
三浦委員	お米や農産物は、こちらにある商品がどこに陳列されるかという話だと思うが、原料を工場に出すような形の営業の仕方はされているか。
産業経済部企画監	当地産品を原料にしたいという話も出ている。

三浦委員	例えば農産物にしても、オーガニック志向のものとか有機がキーワードで出ている。慣行栽培のものをとにかく量出していくんだという戦略なのか、それとも有機野菜などのブランド推しなど、市が積極的にサポートしていく戦略なのか。
産業経済部企画監	当地の産品を売っていきたいと思っています。市が絡むので安売りするようなことはしたくない。
三浦委員	広島PRセンターと同行訪問するなど連携強化とある。議案第16号の話の時に、PRセンターの役割は基本的に誘客が多いという話だったが、こういった所に同行訪問しているのか。
広島市場開拓室長	具体的には販路開拓が多いのだが、PRセンターと開拓室とで関係企業には同行したりする。また、PRセンターのお客に開拓室も紹介してもらう。開拓室は営業で事務所を空けることが多いので、PRセンターに来客の対応をしてもらったりしている。
岡本委員長	他に質疑はありますか。 (「なし」という声あり) ここで休憩を取りたい。再開は1時5分とする。

[12時 04分 休憩]

[13時 05分 再開]

(2) 雪害の被害状況等について

岡本委員長	この件について、農林振興課副参事。
農林振興課副参事	(以下、資料をもとに説明)
飛野委員	4棟は希望があって補助対象になるという話だった。残された者にはどのような対処があるのか。
農林振興課副参事	ハウスが倒壊された方のなかには高齢などでもう建てないという方もおられた。半壊については補助対象外。残念ではあるが補助金を使った支援はない。共済などに入っておられれば少しはお金が出る。
飛野委員	修理するくらいなら辞めるという悪い結果も生まれかねない。補助金のハードルが高くて修繕補助が出せなかった事例はあるのか。
農林振興課副参事	情報提供した段階では「もういい」ということで。半壊の方には残った部分で作物を作るという話もあった。今回の災害は西部より東部の被害は大きかった所以西部のほうは不幸中の幸いだったかなと思う。
飛野委員	結局、担い手がいれば修繕もしようが、後継者がいないために諦めるケースがある。できるだけ手を差し伸べてあげたい。雪害と災害の区別はあるのか。
農林振興課副参事	雪害については雪の害。災害は風害・水害。雪の害だということを強調した。
飛野委員	雪も災害にはならないのか。
農林振興課副参事	雪害は雪害です。
飛野委員	雪は溶けたらなくなり、雨は形が残りますが、受けるダメージは大きいと思います。災害なら何か手厚いものがあるような気がする。雪害と災害の区別は何故あるのか。いずれにせよ災害があつて、担い手いらないから農業をやめるということになるということは将来大きい影響となる。

岡本委員長	他にありますか。 (「なし」という声あり)
-------	----------------------------

(3) 除雪の対応について

岡本委員長	この件について、維持管理課長。
維持管理課長	(以下、資料をもとに説明)
岡本委員長	説明が終わりました。この件について質疑がありますか。
飛野委員	倒木、倒竹についても対応したとのこと。除去作業は通行できるように応急処置をしたのか。
維持管理課長	基本的には除去。
飛野委員	最低限、車が通行できる程度、というような作業が多いのでは。根本から切って除去するようなものではないと思っています。あとは地元の所有者がしなさいと言った所に対応するのか。
維持管理課長	通常4.5メートルはクリアランスというラインがありますので、それ以外はできるだけ撤去する。
飛野委員	融雪剤は34トンくらいになってくると思う。非常に有効で効果がある。融けて排水となって、農作物への塩害といった話は出ているか。
維持管理課長	苦情は聞いたことが無い。
飛野委員	相当量を機械散布すると雪が溶けた後に道路の端が真っ白になっている。ほとんど塩分。農産物は非常に塩分に弱い。被害が出てないなら良いが。
牛尾委員	浜田自治区で2、3指摘を受けた。坂の中途に住んでいる者はてっぺんまで取りに行くのが大変。1袋25キロ。もう少し小分けにしてもらったら臨機応変に除雪対応できるのだが、という声があったことをお知らせしておく。
岡本委員長	他に。 (「なし」という声あり)

(4) 指定管理施設の係る労働条件審査の実施状況について

岡本委員長	この件について、行財政改革推進課長。
行財政改革推進課長	(以下、資料をもとに説明)
岡本委員長	説明が終わりました。この件について質疑がありますか。
川上委員	最終責任は市なので、しっかり確認が必要。ふるさと体験村についても監督署が入った後でチェックをするために行政側は何かをしたか。チェックはしたのか。
弥栄産業建設課長	労働基準監督署が入り是正勧告があり、改善がされた。12月に入り疑義が生じたことで監督署が捜査に入られた。我々としてはその時に市もこの施設に対し労務管理について一緒にさせてもらった。不適切な点があったので改善勧告をして、公社から回答があった。内容については労基署の内容と同じ。その後適切にされているのだが、調査はしていないが口頭確認をした。12月に改めて監督署から強制捜査が入った。
川上委員	非常に重大事件が起きているのでなるべく早くたくさんの施設について確認された方が良かったのではと思っております。事例が起きたら早急にやるのが組織の在り方。浜田市が現場に行って確認するのがよいと

牛尾委員	思う。今後はすぐ現地に行って確認を希望する。 ヒアリングは当該施設それぞれ行かれて、職員の方にヒアリングしたのか。
行財政改革推進課長	モニタリングは市の担当が行って職員の方に聞いてやっているはず。
牛尾委員	ヒアリングで聞き取れないことがあるのではないかと、という恐れがある。それをあらかじめ予測してやっているのか。
行財政改革推進課長	こちらでモニタリングレポートを作成するために必要な経営の状況やサービスのことなど決めて作成しているが、今回は労務管理についてと決めてヒアリングしている。更に各施設の特徴に応じて各担当課で考えてもらった内容で聞き取り調査している。
牛尾委員	どこかは言わないが、市民からの苦情が非常に多い施設がある。どこに問題があるかと言うと指定管理者の姿勢。ディープスロートというか。所管課に要望が届くシステムを持っておく必要がある。でないと実態が上に上がってこないものがあると思う。全ての施設ではないが、複数見受けられる。クリアできる対策を是非考えて欲しい。
行財政改革推進課長	具体的にどういった施設に対して苦情があるかは詳細を存じていないが、苦情が発生している状況があれば、それに対処できる内部的な処理方法等を含めて今後検討したい。
岡本委員長	他に。 (「なし」という声あり)

16. 執行部報告事項

(1) 平成30年度 浜田港へのクルーズ客船の寄港について

岡本委員長	この件について、産業振興課長。
産業振興課長	(以下、資料をもとに説明)
岡本委員長	説明が終わりました。この件について質疑がありますか。
串崎副委員長	色んな形でおもてなしなど、ワーキンググループで決めるといった話がある。このグループは市も入っているのか。どんなメンバーか。
産業振興課長	島根県、石見地域の周辺市町が入っている。浜田市も入っている。
串崎副委員長	浜田市としての考え方はお持ちでしょうか。
産業振興課長	浜田市は寄港地ということもあり、今回乗船客のオプションルツアーの関係で出られるお客より残ったお客が多いと聞いている。この船は一泊1万円とかなり低価格な船なので、そのお客様をいかにして、お魚センターを中心として市内へ誘導できるか戦略を練っている段階。クルーの人たちが数百名いて、港の周辺でWi-Fiで連絡を取ったり、日用雑貨を寄港地に求めると聞いているので、クルー対策もしていきたいと思います。
串崎副委員長	日本一周とあるが、釜山が入っている。日本海クルーズで発着港が3つ書いてある。間違いないのか。
産業振興課長	これは間違いないと聞いている。外国船籍なので、一度海外に出なくてはいけないというルールがあるので一番近くの浜田港を利用して釜山に行って帰ってくる。
牛尾委員	低価格な料金とのことだが、寄港地での個人消費額はどのくらいか。どのような予測を立てているか。
産業振興課長	前回の講演会の中では話が出なかった。折角お見えになるので何とか

	消費を引っ張りたい。見込みは約300人程度。金額的には1回あたり約700万円程度の効果があれば良いと言われています。伝えている。フォッサが計画しているオプションルツアーにかなりお金をかけている。それ以外は有料でサービスして欲しいと聞いているので対応を検討中。
牛尾委員	船の方でのオプションルツアーが用意されている。オプションルツアーに市が絡んでいく、という認識で良いのか。
産業振興課長	J T Bが参入している。浜田市内周辺も提案されているとのこと。最終的に受け入れられて応募によって決まる。
牛尾委員	J T Bが業界の中で一番手数料が高いので、儲からなくて皆嫌がる。どうやってお金を落としてもらうかに知恵を絞らないといけない。クルーは全員外国人と考えて良いのか。
産業振興課長	そう聞いている。
牛尾委員	クルーが寄港した所で一人2万程度を使う事例があれば知りたい。
産業振興課長	クルーの皆さんが1、2万使うという実績は聞いていない。1万円以内の日用雑貨を買われる。船内に残っておられる方をなるべく外へ出したいと思っている。残られる方を浜田市内に引っ張る計画をしている。
牛尾委員	300人くらい出したいというのは、オプションルツアー以外でもお金を落とさせたいということか。
産業振興課長	はい。
牛尾委員	了解した。
三浦委員	ワーキンググループは県と石見地域の自治体という構成なのか。
産業振興課長	島根県及び地域の自治体、商工会、観光協会等が集まって議論している。
岡本委員長	他に。 (「なし」という声あり)

(2) 漁業別水揚げについて

(3) 浜田漁港水揚げ資料(2017年報)

岡本委員長	この件について、水産振興課長。
水産振興課長	(以下、資料をもとに説明)
岡本委員長	説明が終わりました。(2)について質疑がありますか。 (「なし」という声あり)
岡本委員長	(3)について質疑がありますか。 (「なし」という声あり) ここで暫時休憩とします。再開は2時5分から。

[13時 52分 休憩]

[14時 05分 再開]

(4) 平成31年度「浜田開府400年祭」(案)について

岡本委員長	この件について、観光交流課長。
観光交流課長	(以下、資料をもとに説明)
岡本委員長	説明が終わりました。この件について質疑がありますか。
飛野委員	津和野藩の話が出た。我々津和野藩にとっては蚊帳の外に感じる。こ

	のイベントに漁業、商業の部分は見えるが農林業が見えてこない。実行委員会での協議で案件に上がらなかったのか。
観光交流課長	実行委員会では農林業に関する話はなかったが、旧浜田市内だけでなく各自治区でも何等かの絡みがあれば良いという意見はあった。
飛野委員	自治区で取り上げるのではなくて、浜田藩の農業が見えてこない。自治区云々ではなく、農林漁業が話に出てきた方が良い。浜田全体の節目のイベントとして取り上げていると思っている。
観光交流課長	これまでの浜田の歴史・文化を再認識するためのイベント。水産・農林業といった区分では考えていない。浜田市全域でのイベントを考えている。ご意見として伺っておきたい。
飛野委員	郷土芸能の競演大会がある。田囃子は農業関係です。神楽も観光ではなく五穀豊穰祈願という観点として捉えていただきたい。
観光交流課長	ご提案についてはまた実行委員会にもはかっけていきたい。
牛尾委員	開府300年祭は1910年のころにあった。所管は那賀郡町。那賀郡町と言えばこの辺全部入っている。津和野、浜田ではなく、このエリアの交流人口の拡大ということで全域でやれば良い。飛野委員の提案を市民向けに、市民からある程度意見公募した方が良い。市民のアイデアを400年祭に組み込める部分は組み込めばマインド醸成になる。秋の陣、北前船には農林業が絡んでくる。特に石見の砂鉄。担当課は十分留意してやっていただきたい。交流人口拡大にはチャンスだからぜひ願います。
観光交流課長	市民からアイデアを募ることについては検討したい。
川上委員	この地域は那賀郡である。那賀の一部分が浜田。浜田町が那賀郡から離脱したのが1940年で65年前。それまでは那賀郡であった。この度また那賀郡の中に入ってきた。那賀郡としては1300年くらいの歴史があるのだということを考えていただきたい。長い歴史スパンも取り込んでいただきたい。
観光交流課長	浜田もかつて那賀郡だったことは承知している。浜田開府400年特別イベントとして、全市一体で盛り上がるような仕掛けも考えたい。
川上委員	この案だけだと浜田自治区の祭り。他の自治区の話があった。ということは最初から浜田自治区で考えている。全体を考えているのであればそのような発言はでなかったと思う。それなら浜田自治区の予算で浜田自治区の人でやってもらいたい。先日も副市長も言われたが浜田自治区は全般で捉えていると言われるが納得いかない。
観光交流課長	実行委員会の中でも、浜田自治区のイベントではなく他自治区も巻き込んだイベントにしたいという意見が出た。浜田自治区のイベントとは考えていません。実行委員会で考えたい。
三浦委員	400年祭のテーマは何か。
観光交流課長	目的ではなくテーマか。テーマはないが目的は元和5年に浜田藩が開かれ、城下町の建設や港の整備によって、今日への浜田市へと繋がった。平成31年に400年の節目を迎えることから、歴史文化を再認識するとともに市民の機運醸成を図り、各種記念イベントに官民連携を取組むことを目的としています。
三浦委員	折角の節目なので皆でお祭りするのが良いと思う。お祭り気分になれるかどうか。提案だが、例えば浜田開府400年祭案に、とにかく市内外の

	たくさんの人と繋がって400年の節目というテーマがあれば、だから松阪市やつながりがある市町の方々が来られて一緒に浜田の400年を祝う。また、浜田さんという方が全国に15万人くらいおられます。とにかく浜田でつながる人を呼んできて、浜田というものを考えるなどの一貫性がある方が市民にも伝わりやすい。何をしますというだけでは市民の意識は啓発されないような気がします。31年度から始まりますので1年間準備期間がありますので、委員会の方々と一緒にもんでいかれると思いますが、市民も一緒になってここに参加していけるような、是非、余白というか。このままだと、こういう方々が来てこういうことをするので見ましょう、といった、市が全部プロデュースしなくてはいけない雰囲気がある。市民が参加できるような余白が欲しい。みんなでお祝いできるような企画を進めていただきたい。
観光交流課長	確かに市民が企画して参加する場面も必要かと思うので実行委員会で図って提案させていただきたい。
笹田委員	浜田も金城も三隅も関係なく仲良くすれば良い。やる以上は皆さんで盛り上がっていただきたい。三浦委員も言われたが、「400年とは何か」と言われる市民が多い。どうやったら市民を引っ張って行けるのか、色んなアイデアを募って盛り上げていただきたい。「全国の浜田さん」を招致するといったアイデアが三浦委員から出た。良いアイデアだと思う。
観光交流課長	さまざまな提案をいただきましたので検討したい。
川上委員	那賀という名前がついて1300年。400年と1300年と重ねてやったらと思いますのでよろしく願いいたします。
観光交流課長	今の段階でそれに回答するのは難しい。内部で検討させてほしい。
岡本委員長	他に。 (「なし」という声あり)

(5) 平成29年 宿泊者数について

岡本委員長	この件について、観光交流課長。
観光交流課長	(以下、資料をもとに説明)
岡本委員長	説明が終わりました。この件について質疑がありますか。 (「なし」という声あり)

(6) 山ノ内梨園再整備圃場の応募状況について

岡本委員長	この件について、旭支所産業建設課長。
旭産業建設課長	(以下、資料をもとに説明)
岡本委員長	説明が終わりました。この件について質疑がありますか。
飛野委員	募集の締め切りまであと1週間ですが、恐らくこの1社になるのではないかと思います。7区画で3.8ヘクタール、経営耕地面積2.9ヘクタールをひいた残りはどういう部分か。10アールあたり年間1万1千円だが、その場合は経営耕地面積2.9ヘクタール掛ける1万1千円なのか。
旭産業建設課長	資料のえんじ色の囲ってある部分が2.9ヘクタール。色の塗っていない部分が畦畔部分で引いてある。1万1千円の利用料は経営耕地面積に対してです。
飛野委員	3.8ヘクタールと2.9ヘクタールはほぼ1ヘクタールある。畦畔となれ

	ば草刈面積ということか。
旭産業建設課長	1月の調査会の後、現地に来ていただいたが雪で見えなかったと思う。5メートルくらいの畦畔があり約1ヘクタールは草刈が必要。管理者にやっていただくことになると思う。
飛野委員	エゴマや大麦若葉は浜田市の組み合わせ作物にも推奨作物にもありません。2.9ヘクタールに1万1千円を掛ければ31万9千円ほどの使用料がかかります。エゴマは希少価値のあるものだが、人を使って経営していけるのか、苦しい部分があるのではないかと思う。法面の草刈りがあれば、中山間の直払い制度があると思うが、直接A社の問題であって行政の問題ではないかもしれないが、どういう支援が出来るのか。
旭産業建設課長	所得の部分だが、正式に申請が出てないのでおおよそであるが、エゴマの方で10アールあたり60キロ収穫できて、油にすると20キロ。瓶詰でキロ1万6千円くらいで流通しているので、エゴマだけで940万円。経費を引いた所得が624万円の収入が見込める。 大麦若葉は11月頃から種まきして、4月に1回目の収穫をして、伸びてきたものを6月に収穫する。2回収穫をする。10アールあたり1600キロ、キロ70円くらい。換算すると所得率が半分残り、168万円。併せて年間800万円くらい。支援については、これから認定農業者になっていただいたり新規就農で、機械代の補助や年間150万円（5年分）の補助もある。
農林振興課副参事	要は認定農業者になると運転資金や借入など、認定農業者育成支援事業も使える。
飛野委員	私の頭の中では単位が違うのではと思っていた。そういうことで試算が出来るなら、浜田市も組み合わせ作物が可能だと思う。どんどんオープンにして振興していくべき。
川上委員	先ほど説明されたような収入はあり得ない。長い経験から、成り立たない。よくご検討いただきたい。たくさん助成があるのは構わないが。
牛尾委員	一昨年1月に現地視察して、当時の旭支所長から熱心な説明があり、梨の生産が1億円を切っているので、荒廃した梨園に手を入れて、後継者を育成したいと当初予算で説明があり認めましたが、その時と今日の説明には大きな乖離がある。理由を示してもらわないと。当時の支所長のビジョンに賛同して議決したのだが、それがかなわなかったなら説明をしてもらわないと、こちらで議決するのが恐ろしくなる。
旭産業建設課長	現農家の方に規模拡大をしてもらおうと回ってお願いをしてきましたし、JA、県、浜田市と生産者団体を含めたプロジェクトを立ち上げて研修生を受け入れ、現農家の拡大などの仕組みづくりを作る必要があるということになり、新たな法人を立ち上げてプレーヤーの育成をして、研修生を受け入れ、そして第3者承継につなげていく方法でって、梨を絶やさないようにしようという話も出るが、それを誰がやるのかという段になって止まってしまう。まず農地として稼働させるのが先決だという結論になった。資料2番の貸付期間は3年間とある。通常ここは5年でやっている。何故3年にしたかという、あれでも梨をやりたいという方が現れた場合、5年の待ち時間は長すぎる。手を上げられたA社には説明をして3年ごとの更新を伝えている。資料の写真の右側の圃場ですが元地域おこし協力隊の方が第3者承継で梨園を継がれます。その後、規模拡大

牛尾委員
農林振興課副参事

するかもしれないので、その時期が来たら空けていただきたいという説明はしている。今の説明で充分だったかは自信がないが。

大麦若葉はケールのことか。エゴマは単年収穫が出来るのか。

何故、今の方に判断したかという、水や棚などの施設がいらないということ。畝を立てて種を蒔いて収穫するということで資本がほとんどいらないから。設備をされると出ていってもらうことが難しくなるがそれがいい。

川上委員

私はエゴマを作ることは疑問に思っています。3年というのは丁度いい。エゴマは3年作ると転作が難しくなる。

笹田委員
旭産業建設課長

施設の利用はどうなっているのか。

旭豊1号館は休憩所などの施設ですが、あのまま残してA社法人が独占して使いたいということがあったのですが周辺の生産者との話し合いで共同利用することになっています。

笹田委員
旭産業建設課長
岡本委員長

利用料などは取っていないのか。

現在のところは取っていない。

他に質問はありますか。

(「なし」という声あり)

(7) ふるさと体験村施設の運営について

岡本委員長

この件について、陳情もあるので見解があれば含めてやりたい。弥栄支所産業建設課長。

弥栄産業建設課長
弥栄自治区長
岡本委員長
串崎副委員長

(以下、資料をもとに説明)

(以下、資料をもとに説明)

説明が終わりました。この件について質疑がありますか。

区長の思いや課長の説明があったとおり。2週間くらい朝に晩に電話がかかってきた。体験村をつぶさないで欲しい、既に予約をしている等。市としては4月1日より直営でやるように議論している。議会でも議論が重ねられていると説明している。最後には体験村を使ってください。体験村の応援団や地域を盛り上げてほしいとお願いをしています。3月3日には弥栄どぶろくと神楽祭りがあり、受付に行くと既に市民の方がいらっしゃり、体験村の新聞記事をコピーしておられ、同窓会を計画していると言われた。ちょうど議長が来られて、二人で内容を聞いた。この2週間の間、かなりの人と出会ったが、税金の無駄遣いだから閉鎖せよという話はなかった。区長も説明されましたが、その思いを議員の皆さんにもご理解いただきたい。

岡本委員長
川上委員

弥栄地元議員ということで串崎副委員長からお話をいただいた。

折角2週間もあったのだから住民の思いで何とかしようという会でもあれば良かったかなと。これを見ると施設運営の検証と今後の対策だけ、行政の動きだけ。地域コミュニティやまちづくり委員会の方々を含めて検証したい。運営体制はできたら運営委員会を作ってください、色々委員会で揉んで考えていただく。委員会には行政のみならず地域の方にも入っていただく。本当に自分たちの地元の施設を何とかしようという意欲が欲しい。思いを述べられるだけでなく具体案が必要。お考えいただいて詰めていただきたい。

弥栄自治区長	住民の方の思いだが、地域協議会も全員で施設として是非残して欲しいという意見ばかりだった。閉鎖されたら困るなら使ってもらうのが一番の支援になるので、閉鎖反対の声を言うてくる人には「使ってくれ」と答えている。地域の方からどれだけ使ってもらえるかが再生の鍵だと思っている。
川上委員	地域の方に使ってもらうのは当たり前の話で、大事なのは地域の方々が集まって、本当はどうしたいのかを話すこと。
弥栄自治区長	運営検討委員会の中にも、できるだけ地域住民に出ていただいて検証していきたい。
川上委員	違う。していただきたい、ではなく、住民の方々が集まってどうしたいかを話し合うべき。
弥栄自治区長	良い機会なので話し込んで、気持ちを一つにしてこの施設を今後とも、重要施設なので何としても共通意識を持っていきたい。
笹田委員	前回の委員会で、弥栄についても一生懸命応援してきたつもり。願望ばかりで、何故この施設はこうなったのかの説明がないのが残念。
弥栄支所長	支所の中でも話をした。一番言えるのは、理事長、事務局長、評議員会といった経営トップが、指定管理料や補助金ありきで今まで動いてきた。公社として黒字を出していこうとするマネジメント意識が非常に欠如していた。それが長く続いたことが原因だと思っている。
笹田委員	それなら、それに対する答えがここに出てない。補助金なしでどうやっていくのが全く触れられていない。例えば、資料の中の運営体制で施設長、施設長補佐はどこから新しい人を引っ張ってくるのか。素人には出来ない仕事な上、1年だけの雇用になる可能性もある。まったく将来性が見えてなく、行き当たりばったり。頼むからやらせてくださいとしか理解できない。施設長の考え方であったり、1年後に指定管理に出した後の臨時職員のことを考えられているのか怪しいと思ってしまう。
弥栄支所長	おっしゃるとおりだと思う。施設管理者は本来であれば市長だが、市長は忙しいし現場は弥栄ではない。市長の代わりに自治区長が指導しながら動いて立て直すつもり。施設長や施設長補佐は再生をするために自治区長が声をかけてやってみようという方がいらっしゃる状況ではあるが、1年先どうなるのかという問題もあるが、協力しましょうと言ってくださっている人がいる。指定管理は公募となるが、指定管理者が引き継いで受けてくれることになれば、行政とすれば功績のある方なので引き継いで経営を任せてくださいとか、料理を任せてくださいというお願いをする以外にはないと思います。
笹田委員	最初に言われた、ふるさと体験村の運営が出来なかったのは経営マネジメントが足らなかったのが続いたと言われたが、新しい方はマネジメントがしっかり出来るのか。
弥栄自治区長	サービス業のマネジメントはどちらかと言うと得意分野です。今は職員の意識、どうやってお客さんに感動してもらえるのか、目的意識を共有できるかどうかだと思う。田舎ならではのおもてなし、一人一人に十分な対応ができることが存在意義につながるだろうと思う。私の一番の仕事は職員教育になると思う。
笹田委員	ここに書かれていることは、これまでふるさと体験村が目指してきた

	ことと何ら斬新さはない。資料に指定管理料は執行しないと謳ってある。予算執行しないものを議会は認めない。予算は執行するために議決するのであって、執行しない予算など出されても議決できない。以前観光協会の関係でずらしたことがありましたが、それだと理解できるのですが、執行部から上げてくる以上、予算を取り下げるべき。
弥栄自治区長	ここに記載している案は指定管理料として当初予算で組んでいる2千6百万円については執行しないこととさせていただきます。ただし弥栄支所予備費500万円と通常の予備費2千万で3ヶ月ほど何とかやらせてください、それ以外は6月の議会の時に本予算を組むので再度そこでご審議いただき、そこでオッケーなら7月以降にその予算を執行させていただきたい、というお願いをここに書いている。
笹田委員	それは書いてあるとおりなので読めばわかる。執行しない予算の審議ならする必要はない。予備はこの事業の別の予算から取ってきて3ヶ月させてほしいということなのです。どう考えているのかを聞いている。
弥栄自治区長	前回説明させていただいたときには、100万円の指定管理料の中から使用させていただきたいと説明しましたが、同意がいただけない雰囲気を感じましたので、それでは支所予備費は何に使っても良いということなので、こういう形で提案させていただいた。
笹田委員	それであれば3ヶ月予備費でやって、6月で補正を上げてくるのが筋だと思う。3月の当初予算で出すのではなく。その時点で違うと思う。ふるさと体験村設置施設運営検証委員会を早期に設置とあるが、これは6月までに議会に説明するとありますが、私はそこから初めてスタートしないと嘘だと思う。牛尾委員へのきちんとした説明もない。4月から始めましょうでは安心要素が1つもない。こういったことがあってこういった検討委員会からこういった意見が出たといった話も出ない。
弥栄自治区長	おっしゃるとおりだと思う。筋道から言えば検証する間は休止をして、6月の補正の時に正式に予算を組んで出すという話だと思いますが、それが弥栄支所として出来るならやる。それでは7月以降、直営で施設長を含めてやる人がいないと今の段階では考えている。3ヶ月の休憩を取ってやれるならやるが、その時にやってくれる人がいないと感じている。
岡本委員長	暫時休憩して調整させていただきたい。3時40分再開とします。

〔 15時 29分 休憩 〕

〔 15時 40分 再開 〕

岡本委員長 笹田委員	会議を再開します。 公社が書類送検され、市に少なからず責任があると私は考えるが市はどう思っているか。また、きちんとした再生計画も立てているとは思えない。それについて伺います。
弥栄支所長	今回の労働基準法違反の虚偽報告については、昨年の6月定例会の席上で個人の卓上カレンダーが存在するという中から疑義が生じたということが発端で、一般質問、産業建設委員会、全協で申しましたが、本当に疑義があるかどうか再調査をしてくださいというお願いを区長から公社の事務局長にはお願いしていた。12月に入って虚偽が分かった。という

のが、労基署が4、5、6月分だったと思うのが、出勤、残業状況を7月の後半だったと思うのが、それを提出した。出した内容と事実が違うということがわかったから12月に家宅捜査が入ったという状況だと伺っている。それだからといって、市がちゃんとしてくださいとお願いをしたから行政の役目が終わったとは思っていませんが、私どもとしてはそれが精一杯できることであって、中に入ってまでは踏み込んで話ができなかったことは悪かったかもしれませんが、状況としてはそういった状況でした。行政の責任が決してなかったとは言わないが。

笹田委員
三浦委員

色々言いたいことはあるがこれで控える。

弥栄というまちにとって体験村という施設は、内外の交流拠点として必要な施設だと思っている。だからこそ伺いたい点がある。まず1番目に今日いただいた資料を見たときに、今後の施設運営ではなく、施設運営の検証と今後の検討が最初にくるべきだと思う。資料に役職名が出ていますがこの方々で検証していく中で検証結果が出ないうちに進めるのは無理だと思う。最大ミッションは今後浜田市で、弥栄で活用していくか、今ある既存の建物や弥栄の人たちも含めて、その資源をどう活用しながら残していくかを考えた時、この案がこのタイミングで出てくることが本当にベストなのかというところに「はてなマーク」がついてしまう。あらゆる可能性を検討して、どういう人材に任せるか、どういった施設にしていくのかということを中心にきちんと考えたうえで再スタートをするべきだと思います。これまでのコンセプトを継続しと記載してあるが、これまでのコンセプトは何だったのか。

弥栄支所長

弥栄自治区における観光交流拠点ということと、拠点を地域住民と一緒に使っていくことが一番の目的。

三浦委員

それは目的だと思う。この施設のコンセプトは一体何かと聞かれたら、この施設に関わる全員から同じ意識を持っていることが必要。交流の拠点だという言葉があった場合、どういう交流を生んでいくのかという意識が統一されてなかったことが、今回、体験村がこのような状況に陥った一番の原因だと思う。これから体験村を再生していくときに区長が考えられている、あるいは支所長や課長が言われている交流の拠点という交流がどういうものなのかを考えないかぎり、体験村の再生は無理だと思います。再生をさせるためにスタートラインの前提条件を合わせる時間が必要だと思う。そのためにはここでの検証が大事であって、どういう交流を自分たちが作ってこようとして失敗したのか、これから目指すところに立ち返っていただきたい。その立ち返る時間は、今に至るわずかな時間で、この紙に表れているとは思えない。これで十分だとは思えない。行間から読み取らないといけないと思いますが、読み取ろうと努力する人はいいかもしれませんが、これから町民に集落座談会に区長が行くときに、行間から誤解が生じると思います。その誤解をできるだけ少なくすることが、コンセプトをつくる、言葉をつくることだと思います。今の段階ではそれが出来ていない。

住民が村づくりに参加していく弥栄を目指すと言われたが、村の中に体験村があるのだから、体験村をつくっていくことが村づくりのはずです。住民が村の施設づくりにきちんと関与することが区長がおっしゃる

ことだと思う。しかし住民全員が一緒になって体験村をこうしていこう、という意識が一緒になっているかというと、そこも十分ではない。チームを作っていく時に、今できるかなと、やはりはてなマークがつきすぎて、応援してなかったらこれでいいんじゃないですかで終わってしまう。真剣に考えれば考えるほどはてなマークがつく。前提条件を合わせていく上で、このままの状態では体験村が再生できるとは思えない。だから今のプランで一緒に頑張ろうとは言えない。

弥栄自治区長

コンセプトというのは自分たちが生まれ育った田舎の原風景、そういった30年ちょっとくらい前はそういう生活をしていた。昔ながらの竹細工、わら細工など手作りで生活してきたということを体験村で楽しんでもいただくのがもともとコンセプトだったと思うのに、お金があるから便利にしてしまってコストが上がって採算が合わないような、悪循環に陥ってしまったと、ずっと思っている。気持ちが同じじゃないのにスタートしたら同じことが起こるというご指摘はごもっともだと思う。そのことについては、1回や2回の話だけで合意は得られないと思いますが、出向いて、来ていただいて、行ったり来たりして、酒も酌み交わしながら膝も交えて、3カ月かかるか1年かかるかわかりませんが、私の使命だと思っていますので、集中して復興という言葉をあえて使いたいと思いますが、今までの物を壊して作り変えるような気持ちでやりたい。予算については言われるとおりののでこれ以上言いません。

三浦委員

原風景の再生と言われました。これをコンセプトとして掲げるなら、例えばおもてなしもできるだけ地元の方言を使う。「ようきんさった」とみんなが言わないといけないと思います。それがコンセプトの大事なところ。原風景を見ていただくために、コンクリートがむき出しになっていたら工夫をして何かで隠すとか、そうするとおもてなしが初めて生まれると思います。それができていなかったから失敗してしまった。原風景の再生がこの施設のコンセプトで共通認識としてあるのであれば、資料に原風景の再生という言葉を書いていただいて、職員の方とか住民にしっかり知らせるところからだと思う。このままでは、共通認識は持てない。そこにしっかり力を入れて再考していただきたい。強く要望する。

牛尾委員

体験村が立ち行かなくなった、失敗したという明確な反省と分析が、今日にいたってもまだ出てこない。いろいろ言われるが確信ではない。この施設は浜田市の施設で、大事な施設だということはわかっている。弥栄にとって大事な施設だからお願いしますと言われて、その言葉を受けて、そのまま、そうだね。何とか体験村を守らなければいけないよねと応援団として思っていました。それが逆に仇になった。厳しいことを言わなかったのが今日を招いた。議員として反省をしています。施設継続するのが望ましいという皆さんの気持ちはわかりますが、この際、閉めてどうしたら再生できるかということをしつかりいろんな人を巻き込んで考えていくという時間が体験村には必要だと思います。閉めたら職員が採用できないという問題ではない。失敗の原因、どうしたら立ち直れるかという考える時間がこの体験村については必要だと思う。弥栄が大変だというなかで、どうしたら体験村が再生できるか、市民に呼び

掛けて弥栄村再生委員会でも立ち上げて、広範囲に意見を募集してこれなら再生できるという道筋が見えれば予算要求すれば良い。それまで繋ぎでやるということは邪道である。それをしたらまったく同じになってしまう。ちょっとお願いすれば議会は言うことを聞いてくれると安易に考えてもらっても、今回のケースはそれが許される簡単なケースではないと思う。公社の理事長が責任を取るというコメントも一切聞いていない。トップが責任をとらない。指定管理を辞退しますというコメントはありました。5年の指定管理のうち、1年も経っていない。トップの責任を表明しないような組織です。どう考えてもおかしい。この際、数カ月休眠して再生について検討すべきである。

川上委員

現在、体験村は運営されているのか。

弥栄産業建設課長

現在普通に運営している。

川上委員

運営は良いのだが、誰がいてどういう形で動いているのか。

弥栄産業建設課長

職員が6名、パートを交えて運営中。

川上委員

噂に聞いたが、職員皆解雇にしたと。これはどういうことか。

弥栄産業建設課長

職員さんには公社として解散する予定になっているので、その通告はしてある。

川上委員

ひと月前に、もう通告したということか。

弥栄産業建設課長

3月末をもって解雇になる。

川上委員

現在弥栄は、ブランディングか何かに繋がっているのではないか。そのことに不都合はないのか。

弥栄産業建設課長

奥島根弥栄で何とかならないかという質問か。

川上委員

ブランディングセミナー会議だったか、何か。あれはそういう感じのものは考える場所ではないのか。

弥栄産業建設課長

体験村を利用して活用して、ということはあったかと思うが、こういう状態なのでどうなるかわかりません。

川上委員

多分その中でも話が合ったかと思うので、戦略会議等があれば体験村の話し合いできる部分があれば良いと思う。回答は知らない。

岡本委員長

他に。

(「なし」という声あり)

(8) 平成29年7月豪雨災害復旧事業の進捗状況について

岡本委員長

この件について、災害復興室長。

災害復興室長

(以下、資料をもとに説明)

岡本委員長

説明が終わりました。この件について質疑がありますか。

(「なし」という声あり)

(9) その他

・設備投資に係る新たな固定資産税特例について(報告)

岡本委員長

執行部より1件聞いています。産業政策課長。

産業政策課長

(以下、資料をもとに説明)

岡本委員長

説明が終わりました。この件について質疑がありますか。

(「なし」という声あり)

その他、執行部から何かありますか。

建設企画課長	午前中の第16号の陳情のときに宿題をいただいていた。中間処理機械はどんなものだったのか、確認してきた。バックホウの網目のバケット100ミリで破碎したコンクリ殻を掬い取り、100ミリ以下を盛り土台、それ以上は処分場へ搬出したと聞いている。適正に処理されたと認識しています。
笹田委員	ちゃんと執行されていると認識して良いか。違法性はない形でこの事業はやられているのか。
建設企画課長	はい。所定の手続きを経ている。
川上委員	この機械は届出をしたのかは確認していないですね。中間処理をする場合は県知事に施行方法などを全部書いて出さねばならないと思うが。
建設企画課長	詳しいことはあくまでコガワ計画さんから出た発注なので確認できてはいません。
川上委員	また、購入の前に確認しておいて欲しい。
岡本委員長	他にないかありませんか。
産業政策課長	前回の1月26日の産業建設委員会で萩・石見空港に係わるインバウンドツアーの質問がありました。その回答ですが、大手旅行代理店だが、クラブツーリズム、読売旅行、阪急交通社、JTBメディアリテリング、タビックスジャパン、クラブツーリズム関西の6社です。 (「ありません」という声あり) 委員から何かありますか。 (「なし」という声あり)
岡本委員長	それでは、ここで執行部からの報告事項6件について、全員協議会へ(①そのまま提出し説明とすべきもの、②資料配布のみとすべきもの、③提出の必要はないとするもの)の決定をしたいと思います。 まずを執行部の意向伺いたいと思います。産業政策課長。
産業政策課長	(1) 資料配布のみ (2) 〃 (3) 〃 (4) 説明あり (5) 資料配布のみ (6) 〃 (7) 説明あり (8) 資料配布のみ (9) 〃
岡本委員長	執行部の意向が示されましたが、そのとおりでよろしいですか。 (「はい」という声あり) それでは、3月末で退職されます管理職の皆様にとっては最後の委員会になろうかと思います。ここで、退職予定の管理職の方が6名おられますが、部長は最終日の議場で挨拶することになっていますので、5名の課長からご挨拶をいただきたいと思います。

《 退職者挨拶 》

岡本委員長

それでは、ここで執行部のみなさんは退席されて結構です。暫時休憩します。

〔 16時 38分 休憩 〕

〔 16時 40分 再開 〕

岡本委員長

会議を再開します。

それでは、これより執行部提出の議案7件について採決を行います。

○「議案第15号 浜田市林業地域給水施設条例を廃止する条例について」

岡本委員長

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○「議案第16号 浜田市広島PRセンター条例を廃止する条例について」

岡本委員長

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 賛成者、挙手 ）

挙手多数のため、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○「議案第17号 浜田市美又温泉会館条例の一部を改正する条例について」

岡本委員長

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○「議案第18号 浜田市都市公園条例の一部を改正する条例について」

岡本委員長

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

岡本委員長

○「議案第19号 浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

岡本委員長

○「議案第20号 市道路線の廃止について（七条25号線外）」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

岡本委員長

○「議案第21号 市道路線の認定について（七条25号線外）」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

岡本委員長

続いて、陳情審査に入ります。

○「陳情第8号 ゆうひパーク浜田株式会社への経営支援に関する陳情について」

岡本委員長
笹田委員

委員からご意見をお聞きします。

まず民間が筆頭株主でやっているのが全国唯一だと聞いてびっくりした。この陳情に対してはもう少し道の駅をやっていただきたいということで、採択という意見を持っている。

三浦委員

陳情内容、それから執行部の見解を聞いて、今後もゆうひパークとして最適な形でしっかり運営してもらうために検討を前向きに進めていただくべきだと思うので、採択したい。

飛野委員

市の責任も増えてくるように思うが、占用料の減免等は大きなプラスの材料だと思う。引き続きこういう形でやっていただきたい。採択したい。

川上委員
岡本委員長

心配ではありますが、頑張ってくださいなので採択としたい。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします。本陳情について、採択とすべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

《 賛成者 挙手 》

挙手全員で、採択すべきものと決しました。

○「陳情第16号 ステーションホテルの跡地購入の産廃検証に関する陳情について」

岡本委員長
川上委員

委員からご意見をお聞きします。

このことに関しては、確かに瑕疵のない土地であることの検証をしてほしいということに関しては私もそのように考えますので採択とさせていただきます。

飛野委員

色んな議論があつて指摘もあつたが、結局当事者の責任を持った判断で処理されていけば良いと思っているので、不採択とする。

串崎副委員長
三浦委員

川上委員の言われるとおりだと思うので採択としたい。

当事者の責任において処理されるということなので、この陳情に対しては不採択で良いのではないかと思います。

笹田委員

市から説明があつたが、気になっていた最後の点についての説明もあつたし、違法性がないということなので不採択としたい。

岡本委員長

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします。本陳情について、採択とすべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

《 賛成者 挙手 》

挙手少数で、不採択とすべきものと決しました。

○「陳情第17号 体験村の再出発のために、今までの違反の検証に関する陳情について」

岡本委員長
川上委員

委員からご意見をお聞きします。

既に当初から取りやめると出ている。市も受け取っているので、この組織は3月末で消滅するので、この陳情は不採択としたい。

飛野委員

川上委員のいわれたとおり不採択でお願いします。

串崎副委員長
三浦委員

同じく不採択でお願いします。

笹田委員

私も不採択としたいと思います。

陳情の最後に「消滅させるべき」と強い言葉で書いてあるが、3月末に解散されるということなので不採択としたい。

岡本委員長

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします。本陳情について、採択とすべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

《 賛成者 挙手 》

挙手なしで、不採択とすべきものと決しました。

○「陳情第18号 補助金制度に関する陳情について」

岡本委員長
笹田委員

委員からご意見をお聞きします。

市からの説明がありましたが、そこまでは調査をしていないということで、個人情報ということもありますし、この件に関しては不採択。

三浦委員

個々の納税と補助金を出す、出さないという判断は市の説明にあつたように個々のものに帰属するということなので不採択。

串崎副委員長

こうして個人情報ができるということはおかしいとことだと感じていますので不採択。

飛野委員
川上委員
岡本委員長

不採択でお願いします。
私も不採択でお願いします。
採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします。
本陳情について、採択とすべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。
《 賛成者 挙手 》
挙手なしで、不採択とすべきものと決しました。

○「陳情第25号 草刈・ミゾ掃除に関する陳情について」

岡本委員長
川上委員

委員からご意見をお聞きします。
確かに今年は倍くらいのお金になっているが、この先、高齢化もあるし充分検討していただきたいと思います。採択として欲しい。

飛野委員

草刈については今回事業化されたが、十分とは思っていない。しかし前進すると期待している。ミゾ掃除もまちづくり交付金に一部含まれるということなので、今後改善すべき要素はありますが、この件は不採択としたい。

串崎副委員長
三浦委員

飛野委員と同じく不採択としたい。
先ほど飛野委員が言われたように配慮されていることと、今年度の予算措置で単価が上がっているということを踏まえて不採択としたいです。

笹田委員

市は前向きに考えていること、まちづくり総合交付金の中からミゾ掃除にお金が使えとのことなので不採択としたい。

岡本委員長

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします。
本陳情について、採択とすべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

《 賛成者 挙手 》
挙手1人で、不採択とすべきものと決しました。

○「陳情第26号 高度衛生化荷さばき場（新しい魚市場）の建設中止に関する陳情について」

岡本委員長
笹田委員
三浦委員
串崎副委員長
飛野委員
川上委員
岡本委員長

委員からご意見をお聞きします。
この荷捌所は必要だと思っているので、この陳情は不採択とします。
私も必要な場所だと思っているので不採択でお願いします。
すでに事業着工中ですので不採択でお願いします。
不採択です。
進行中ですので不採択でお願いします。
採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします。
本陳情について、採択とすべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。
《 賛成者 挙手 》
挙手なしで、不採択とすべきものと決しました。

○「陳情第27号 お魚センターの廃業に関する陳情について」

岡本委員長
川上委員

委員からご意見をお聞きします。
この件については協議中ではありますし、これから先に進んでいくこ

飛野委員
岡本委員長

とだと思うので不採択をお願いします。
継続をお願いします。
飛野委員から継続の要望が出たため、お諮りします。継続に賛成の方の挙手を求めます。
《 賛成者 挙手 》
挙手多数で、継続審査とすることに決しました。

岡本委員長

以上で、産業建設委員会に付託されました案件の審査は終了します。

15. その他

岡本委員長

委員から何かありますか。
(「なし」という声あり)
それでは、委員長報告については3月15日の表決までに正副委員長で作成し、皆さんに目を通していただき、よろしければ、議場に配布したいと思います。以上で産業建設委員会を終了します。

[16 時 59 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに産業建設委員会会議録を作成する。

産業建設委員長 岡 本 正 友 ㊞